

卸協議の適正性の確保に係る制度整備の検討

令和3年10月15日

事 務 局

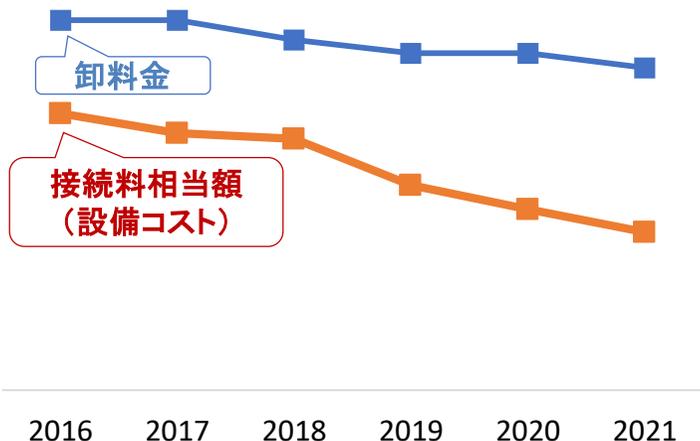
卸料金の適正性の確保に向けた最近の取組

- 相対契約を基本とする卸役務については、固定・移動とも卸料金が長年にわたり高止まりとの指摘。特に、モバイル音声卸については、その間、値下げが行われなかった。
- 令和2年6月、日本通信・ドコモ間の「モバイル音声卸」の卸料金について、総務大臣裁定。
- 卸料金の適正性の確保に向け、令和2年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定し、NTT東日本・西日本の「光サービス卸」、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの「モバイル音声卸」について検証。

光サービス卸料金

- NTT東日本・西日本は、「代替性検証」の後、令和3年7月に卸料金の値下げを実施
- 一方、値下げ幅は接続料相当額の減少幅と比較すると小さく、接続料と卸料金の差額は拡大傾向

接続料相当額と卸料金の比較 (1契約当たり)

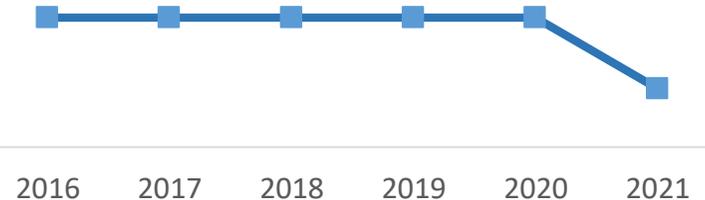


※グラフはイメージ

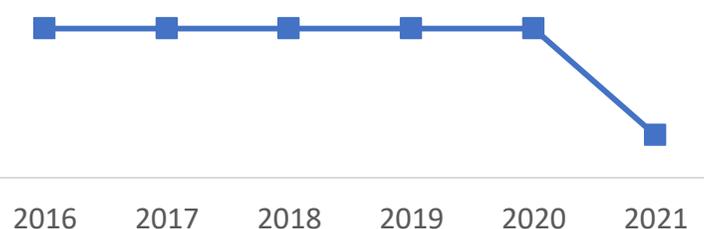
モバイル音声卸料金

- 卸役務を代替する接続メニューの開発等を促す「代替性検証」を実施
- 「代替性検証」の後、今般音声卸料金の値下げを実施したものの、長年高止まり

基本料 (1契約当たり)



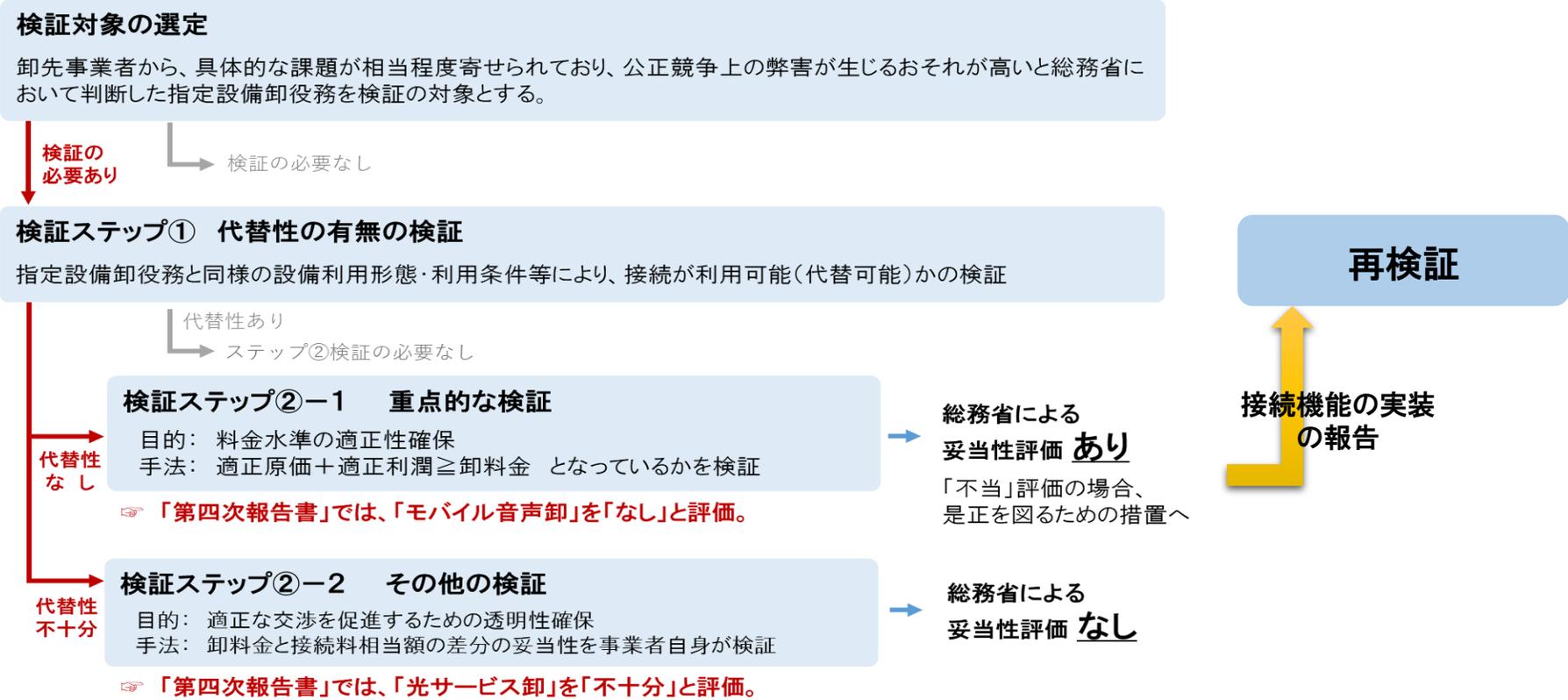
通話料 (単位秒当たり)



※グラフはイメージ

- 本研究会での議論を踏まえ、令和2年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき、NTT東日本・西日本の「光サービス卸」、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの「モバイル音声卸」について、検証を実施。
- 光サービス卸については、「その他の検証」及び「時系列検証」を行い、令和3年2月に本研究会にも検証結果を報告。本年も11月末までに総務省に検証結果が報告される予定。
- モバイル音声卸については、「接続との代替性なし」として「重点的な検証」の対象となっていたところ、MN03社からプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施。令和3年12月までの接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断する予定。

ガイドラインに基づく検証スキームの概要



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

●「競争ルールの検証に関する報告書2021」(令和3年10月)(抜粋)

今後5Gの本格的な展開が進み、これまでとは異なる様々なサービスの提供が期待される中で、音声通話料金のケースと同様にMVNOとの間の競争が阻害されるような事態は未然に防止する必要がある。

こうした事態を防ぐための有効なルールの具体的な在り方について、代替性検証の取組に加え、MVNOから指摘のあった情報の非対称性に関する問題をはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要である。

●「接続料の算定等に関する研究会第5次報告書」(令和3年9月)(抜粋)

これまでの卸役務に係る制度の下では、モバイル音声卸については卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、本ガイドラインに基づく検証作業を当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当である。

具体的には、卸元事業者と卸先事業者の間で情報の非対称性がある中、卸先事業者の予見可能性を確保し、より踏み込んだ卸交渉を可能とすることで卸協議が実質的に有効に機能する環境を整えるため、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当である。

- 指定設備卸役務については、第5次報告書において、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当としたところ、その前提となる卸協議の実態について把握する必要がある。
 - ① 卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。
 - ② ①について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。
 - ③ 卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。
 - ④ 上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどういった課題があると考えられるか。

- 第5次報告書では、制度整備の具体策として、公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当としたところ、そうした情報開示を義務付ける場合に、
 - ① 第5次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定すべきか。
 - ② どのような情報を開示すべきか(例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報)。
 - ③ 情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか(例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど)。

- 卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務(第32条)、指定設備に係る接続約款作成・認可(又は届出)義務(第33条、第34条)、協議不調による協議開始・再開命令(第35条)、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表(第36条)等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。

○第48回会合(10/15)

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する①論点、②スケジュール等について、事務局から提示

○第49回会合

- NTT東西・MN03社からのヒアリング

○第50回会合

- FVNO・MVNOからのヒアリング

○第51回会合

- 第49回会合及び第50回会合のヒアリングを踏まえた卸協議の制度整備に関するとりまとめ案について、事務局から提示
 - 研究会の議論を踏まえ、とりまとめ